静岡県労働金庫

商品概要説明書

無担保住宅ローン『２５（えがお）』

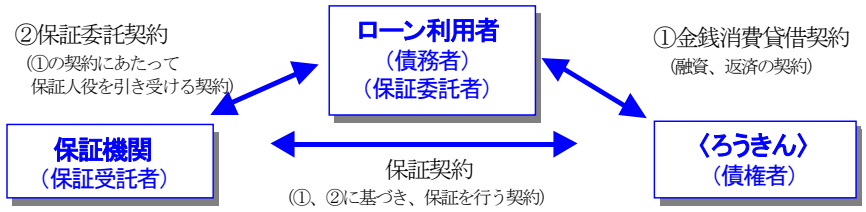
（2026 年 11 月２日現在）

項目	内容
１．商品名	無担保住宅ローン「２５（えがお）」
２．お申込み いただける方	次の条件をすべて満たす方 ⑴ お勤めの方で、前年税込年収が 150 万円以上で安定継続収入のある方 ＊ 契約（またはパート）社員（職員）の方は、「無担保住宅ローン」をご利用することができます。 ⑵ 申込時年齢が満１８歳以上の方で、最終ご返済時の年齢が満８１歳未満の方 ⑶ 同一勤務先・居住地に、原則１年以上勤務・居住している方 ⑷ 保証機関（日本労信協または三井住友カード（株））の保証を受けられる方
３．ご融資金の お使いみち	お申込人または２親等以内の親族の居住用住宅のために利用するもので、以下の目的にご利用いただけます（事業資金・投機目的資金・負債整理資金、ご融資対象物件に他金融機関等の抵当権が設定されている場合は除きます）。 ＊ 三井住友カード（株）の保証をご利用の場合、リフォーム関連費用のみの取扱いとなります。 ⑴ リフォーム費用（マイホームの増改築・改修・模様替え費用、車庫・外構工事全般、太陽光発電設備費用等） ⑵ 住宅購入費用（マイホームの購入費用、宅地購入費用、新築費用、関連諸費用等） ⑶ 他金融機関等で、上記の目的で利用しているローンの借換費用
４．ご融資限度額	・ ５００万円超２，０００万円以内（１万円単位） ＊ （一社）日本労働者信用基金協会の保証をご利用の場合。 ・ ５００万円超１，０００万円以内（１万円単位） ＊ 三井住友カード（株）の保証をご利用の場合。 ・ 当金庫で利用中の無担保融資（カードローンの限度額含む）がある場合、ご利用いただく保証機関により、お一人あたりにおける無担保融資全体の限度額が異なります。詳細は、最寄りの営業店窓口にお問合せください。
５．ご融資期間	・ ２５年以内 ＜（一社）日本労働者信用基金協会の保証をご利用の場合。＞ 次の条件をすべて満たす方は、元金据置（最長４年）が可能です。 ⑴ 所属の労働組合・互助会等が〈静岡ろうきん〉の会員で、その会員にご所属の方。 ⑵ 日本労信協の保証を受けられる方。 （静岡県勤信協・三井住友カード（株）は対象外） ＊ 融資期間には元金据置期間を含みます。 ＊ 元金据置期間中は、利息分をお支払いいただきます。 ・ ２０年以内 ＜三井住友カード（株）の保証をご利用の場合。＞

SR21217010 2026.10(09)

項目	内容
６．ご返済方法	・　元利均等毎月返済（均等返済）または元利均等毎月・ボーナス併用返済（均等加算併用返済）からお選びいただけます。 ＊　元利均等返済とは、毎月およびボーナス（年２回半年ごと）の各返済額（元金と利息の合計額）が一定のご返済方法です。 ・　ボーナス返済（加算返済）を併用する場合のボーナス部分のご融資割合は、総融資額の５０％以内とします。また、ボーナス返済（加算返済）の最終期日は、毎月返済（均等返済）の最終期日を超えないものとします。 ・　当金庫が定める返済日に、当金庫の返済用普通預金口座から返済額を引落とす方法によりご返済いただきます。なお、ご返済日が〈ろうきん〉の休業日の場合、その翌営業日の引落しとなります。 ＊　ご返済日は、所属されている会員により異なります。 ＊　所属されている会員により、返済金を給与から控除し、返済用普通預金口座への入金を行う場合があります。
７．ご融資金利	・　固定金利または変動金利のいずれかを選択いただきます。 ・　固定金利では、ご融資時の金利が、最終返済時まで適用されます。 ・　変動金利では、基準金利の変動に伴い、適用金利が変動しますので、金利低下の局面では、適用金利を低く抑えることができますが、金利上昇の局面においては、適用金利が上昇し、ご返済金額が増加するといった金利変動リスクを内包しています。 ＊　最新のご融資金利は、〈静岡ろうきん〉本支店もしくはホームページでご確認いただけます。
８．変動金利ルール	・　当金庫が定める「基準金利」の変動幅に連動して適用金利が年２回変動します。 ・　返済期間中の金利は、４月１日と 10 月１日の見直し基準日に見直します。見直し幅（金利変動幅）は、今回見直し基準日と前回見直し基準日の基準金利の変動幅となります。 ・　４月１日の基準金利を直後の６月の返済日の翌日より、10 月１日の基準金利を直後の 12 月の返済日の翌日より新利率を適用します。 ＜具体例＞ ○今回見直し基準日（10 月１日）の基準金利　＝　4.00％ ○前回見直し基準日（４月１日）の基準金利　＝　3.80％ この場合、今回見直し基準日は前回見直し基準日と比べて基準金利が 0.20％上昇したため、直後の 12 月の返済日の翌日より適用金利が 0.20％上がることになります。
９．返済金額の見直し（変動金利融資の場合）	・　基準金利の変動に伴い、適用金利が引き上げられた場合は、その都度、適用金利、残高、契約書記載の最終期日に基づき、ご返済金額を変更します。なお、適用金利が引き下げられた場合は、ご返済金額を変更することなく、最終約定返済日を繰り上げます。 ・　変更後のご返済金額は、適用金利が反映された直後の返済分より適用されます。
10. 保証機関	（一社）日本労働者信用基金協会または三井住友カード（株）をご利用いただきます。 ＜保証機関とは＞ ・保証機関は、〈静岡ろうきん〉の融資をご利用いただいたお客様に対し、保証人に代わる役割を担うものです。 ・保証機関は、万一お客様の返済が滞った場合に、保証人としてお客様に代わって〈静岡ろうきん〉に対して債務の弁済を行います。債務の弁済によって取得した求償権をもとに管理回収を行うしくみになっています。 【ご注意】たとえ保証機関が債務のすべてを弁済したとしても、お客様の支払い義務は免責されません。保証機関が弁済した後は、直接保証機関にお支払いをいただくことになります。

SR21217010　2026.10(09)

<table>
<tr><th>項目</th><th>内容</th></tr>
<tr><td></td><td>
</td></tr>
<tr><td>11. 段階審査制度</td><td>（一社）日本労働者信用基金協会における審査基準等に照らし合せて審査をさせていただいた結果、基準等を満たさないなどの場合に、第二保証機関［三井住友カード（株)］におきまして、再度審査をさせていただく制度です。当金庫では一人でも多くのお客様にローンをご利用いただくため、この制度を行っています。
ただし、再審査をさせていただいた結果、誠に残念ながら、ご融資をお断りさせていただくことがございます。
＜段階審査制度ご確認事項＞
(1) 本制度における再審査の結果、第二保証機関［三井住友カード（株)］からの保証が得られた場合、保証機関の違いによる保証料率の差によって、ご返済金額がその保証料率差の分だけ高くなります。
(2) この場合、お客様の了承を得ないまま、当初お申込時のお借入利率に比べて高くなったご返済金額を用いてご融資を実行することはありません。お客様に最終的な判断をいただきます。
(3) 本制度によって第二保証機関［三井住友カード（株)］から保証が得られた場合につきましては、ご融資審査の結果をご報告するとともに、保証機関の変更に伴う保証料率の差によって生じる「ご返済金額・ご返済期間・総返済額」など変更内容をご案内し、お客様のご了承が得られました場合に限ってご融資を実行します。
(4) 本制度によって第二保証機関［三井住友カード（株)］から保証が得られた場合、当初、ご提出いただく関係書類に追加して確認資料等のご提出をお願いする場合があります。また、ご融資金につきましては、お使いみちを確認するためにご提出いただく「お見積書・注文書・売買契約書」等における売主様等へのお振込みをご融資の条件とする場合があります。なお、こうした場合につきましても、上記(3)のご案内の際に、あわせてお客様へお願いをさせていただきます。</td></tr>
<tr><td>12. 保証料</td><td>・ （一社）日本労働者信用基金協会をご利用の場合、保証料を〈静岡ろうきん〉が負担します。
・ 段階審査制度により三井住友カード（株）保証をご利用の場合は、年1.6%の保証料をご負担いただきます。
＊保証料は、ご融資金利に上乗せし、お客様にご負担いただきます。</td></tr>
<tr><td>13. 団体信用生命保険</td><td>・ 本商品をご利用になる際は、お客様の万一の場合に備えて、「ろうきん団体信用生命保険」にご加入いただきます。ご夫婦で連帯債務扱いとする場合、「夫婦連生団信」の利用もできます。なお、保険料は〈静岡ろうきん〉が負担いたします。
・ 団体信用生命保険にご加入される時点における健康状態によっては、「ろうきん団体信用生命保険」にご加入できない場合がございます。
・ 団信生命保険への加入が本商品の融資条件ではありませんが、ご契約時の年齢や既往症等のためご加入いただけない場合は、営業店窓口にご相談願います。
(1) ろうきん 団体信用生命保険制度の概要
<table>
<tr><td>保険会社</td><td>明治安田生命保険相互会社</td></tr>
<tr><td>金利負担</td><td>なし</td></tr>
<tr><td>保険種類</td><td>死亡保険金・高度障害保険金</td></tr>
<tr><td>保険金額</td><td>融資金額の範囲内</td></tr>
<tr><td>加入年齢</td><td>満１８歳以上満６６歳未満（ご契約時の年齢）</td></tr>
<tr><td>保険対象期間</td><td>満８１歳の誕生日の前日まで</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

SR21217010　2026.10(09)

<table>
<tr><th>項目</th><th>内容</th></tr>
<tr><td></td><td>(2) 告知書のご提出について
ア．団体信用生命保険のご加入にあたっては、保険会社への健康状態の告知により加入が認められることが必要になります。
イ．保険金額や健康状態により、健康診断書（保険会社所定用紙）が必要となる場合があります。
ウ．保険会社への健康状態の告知事項が事実と相違した場合、保険金は支払われませんので、ご注意願います。
＊　「加入申込書兼告知書」の有効期限は告知日から１年以内となりますので、融資実行前に有効期限が切れてしまう場合、改めて告知書のご提出が必要になります。
＊　この保険は生命保険料等控除の対象にはなりません。
(3) 保険金支払いの制限
保険金のお支払いには制限条件があります。詳しい契約内容につきましては、「加入申込書兼告知書」に記載の「契約概要」、「注意喚起情報」等でご確認願います。</td></tr>
<tr><td>14. 連帯保証人</td><td>原則、不要です。ただし、次に該当する場合は、その方を連帯保証人とさせていただきます。なお、連帯保証人となられる方に、別途、連帯保証の法的効果・リスク等についてご説明いたします。
(1) 借主以外の収入を合算して融資を受けられる場合。
(2) 親族（２親等以内）が利用しているご融資の借換を行う場合は、その親族の方。
(3) ご融資対象物件に借主以外の方が所有権を持つ場合
(4) 当金庫または保証機関が必要と判断し、対象の方にご了承いただいた場合。</td></tr>
<tr><td>15. 連帯債務者</td><td>次に該当する場合、その方を連帯債務者とさせていただきます。なお連帯債務者となられる方に、別途、連帯債務の法的効果・リスク等についてご説明いたします。
(1) 税制、商品・制度により必要性がある場合
（例）　夫婦（または親子）で住宅ローン控除を受ける場合。
(2) 住宅資金の借換で、借換対象の融資が連帯債務扱いとされている場合。</td></tr>
<tr><td>16. 担保</td><td>不要です。</td></tr>
<tr><td>17. 利用手数料</td><td>ローン利用に関する手数料は、不要です。</td></tr>
<tr><td>18. 収入印紙代</td><td>・　ローン契約書（金銭消費貸借契約書）に所定の収入印紙が必要です。
<table>
<tr><th>借入金額</th><th>収入印紙代（印紙税額）</th></tr>
<tr><td>１０万円以下</td><td>２００円</td></tr>
<tr><td>１０万円超　５０万円以下</td><td>４００円</td></tr>
<tr><td>５０万円超　１００万円以下</td><td>１，０００円</td></tr>
<tr><td>１００万円超　５００万円以下</td><td>２，０００円</td></tr>
<tr><td>５００万円超　１，０００万円以下</td><td>１０，０００円</td></tr>
<tr><td>１，０００万円超２，０００万円以下</td><td>２０，０００円</td></tr>
</table>
＊お客様が収入印紙を購入し、貼付いただく他、ご融資金から控除する手続きも可能です。
・　ローン申込以降、または、ご融資実行後に融資内容の変更を行う場合、変更契約書等に、別途、収入印紙が必要となる場合がございます。
なお、「ろうきんローン受付システム」を利用した「電子契約サービス」をご利用いただくお客様については、ローン契約書（金銭消費貸借契約書）への収入印紙の貼付が不要となります。</td></tr>
<tr><td>19. 繰上返済</td><td>・　定例の返済とは別に、ご融資金の一部を繰上返済、または、全額返済することができます。
・　ボーナス返済（加算返済）を併用している場合の繰上返済には、ご返済金額を毎月返済（均等返済）分とボーナス返済（加算返済）に振り分ける方法と、ボーナス返済（加算返済）を優先して返済する方法があります。
・　「ろうきんダイレクトバンキング」の「ローン随時返済」でもご利用いただけます。
＊　2014 年１月以降に新規ご利用の無担保ローンのみのお取扱いとなります。
・　繰上返済に関する手数料は不要です。</td></tr>
</table>

項目	内容
	・ 自治体提携融資等、繰上返済のお取扱いができないローンがあります。最寄りの営業店窓口にお問合せください。
20. 返済試算額の入手方法	・ 営業店窓口にお申出いただければ、ご試算いたします。 ・ 当金庫ホームページからも、ご試算いただけます。
21. 仮申込みの取扱い	・ 営業店窓口にお申出いただければ、仮申込書をお渡しいたします。 ・ 当金庫ホームページからも、仮審査のお申込みをいただけます。
22. 万一返済が遅れた場合等	・ ご契約いただいた返済日にご入金いただけない場合は、オートコールセンターおよび営業店よりご連絡いたします。返済日をご確認いただき、ご入金の遅れが無いようご注意願います。 ・ 給与振込等で確実にご入金することをお薦めいたします。
23. 遅延損害金について	・ ご契約いただいた返済日にご入金いただけない場合は、遅れている返済分の元金に対し、年利１４．５％の日割計算の遅延損害金を返済金と合わせてご請求をさせていただきます。返済日をご確認いただき、入金遅れの無いようご注意願います。
24. 信用情報機関への登録について	・ 本ご融資における個人信用情報機関の利用・登録等については、「個人情報の取扱いに関する同意条項」によりご案内しておりますのでご確認ください。 ・ ご返済が滞った場合は、〈静岡ろうきん〉からの督促およびその内容の如何にかかわらず、ご返済が遅れたという事実が個人信用情報機関に登録されることとなります。
25. 苦情処理措置（ろうきんへの相談･苦情･お問合せ）	・ ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは、お取引店または下記のフリーダイヤルをご利用ください。 【窓口：静岡県労働金庫お客様サービスセンター】 フリーダイヤル　0120-609-123 受付時間　平日　午前９時～午後６時 ・ 苦情対応の手続きについては、別途パンフレットをご用意しておりますので、お申し付けいただくか、当金庫ホームページをご覧ください。 ホームページアドレス　https://shizuoka.rokin.or.jp/
26. 紛争解決措置（第三者機関に問題解決を相談したい場合）	・ 東京弁護士会紛争解決センター（電話:03-3581-0031）、第一東京弁護士会仲裁センター（電話:03-3595-8588）、第二東京弁護士会仲裁センター（電話:03-3581-2249）、静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター（電話：054-252-0008）で問題の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、当金庫お客様サービスセンターまたはろうきん相談所にお問い合わせください。 ・ また、お客さまから、東京の弁護士会（東京三弁護士会）、静岡県弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で問題の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に問題を移管し解決する方法（移管調停）もあります。 詳しくは、東京三弁護士会、静岡県弁護士会の各仲裁センター、当金庫お客様サービスセンター、または、ろうきん相談所にお問い合わせください。 【(一社) 全国労働金庫協会 ろうきん相談所】フリーダイヤル　0120-177-288 受付時間　平日　午前９時～午後５時

(注)

・本説明書の記載内容につきましては、適宜変更することもありますのでご了承ください。
・お申込みにあたっては、当金庫および当金庫指定の保証機関の審査がございます。
・審査の結果により、ローン利用の希望にそえない場合もございます。
・仮申込書のご記入内容が事実と異なる場合、正式申込書類ならびに確認資料の内容が仮申込書と相違している場合、また、ご契約までの期間に大きな異動（勤務先の変更等）があった場合には、ご連絡した審査結果にかかわ

らず、ローン利用のご希望にそえない場合がございます。

SR21217010　2026.10(09)